

総務文教委員会記録

1 日 時 令和5年5月10日（水曜日）
開 会 午前11時03分
閉 会 午前11時13分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 9人
委員長 松井邦人
副委員長 金岡貴裕
委 員 飯山勝彦
// 東 篤
// 松尾 茂
// 金厚有豊
// 鋪田博紀
// 赤星ゆかり
// 柞山数男

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【財務部】

部長	牧田 栄一
部次長	石金 俊介
部次長（税務担当）	笠間 信行
参事（資産活用担当）	高場 英人
財政課長	中山 武史
管財課長	高道 伸治
納税課長	瀬川 智行
市民税課長	大島 聡
資産税課長	小川 徹雄
財政課主幹（調整担当）	原城 禄充

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	田伏 由佳
議事調査課主任	杉林 睦美

7 会議の概要

- 委員長 令和5年5月臨時会の総務文教委員会を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、赤星委員、柞山委員を指名いたします。
これより、財務部所管分の議案の審査を行います。
報告第6号 専決処分について承認を求める件（富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件）、
報告第7号 専決処分について承認を求める件（富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件）、
報告第8号 専決処分について承認を求める件（富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件）、
以上3件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。
- 納税課長 〔報告第6号について、
委員会資料により説明〕
- 資産税課長 〔報告第7号について、
報告第8号について、
委員会資料により説明〕
- 委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありますか。
- 赤星委員 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、今年3月の総務文教委員会で質問したときは、現在対象となる再開発ビルはないというお答えだったと思います。対象となる再開発ビルはないけれども、あえて適用期限を延長する条例を制定する意味についてお答えください。
- 資産税課長 今年3月の総務文教委員会でも答弁いたしましたが、

今回の条例改正に伴う対象家屋はございませんので、直接影響を受ける方はいないのですけれども、制度の空白をつくりたくないということから、再開発事業の推進を後押しするという意味でも、条例改正に至ったものでございます。

金岡委員 富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてお聞きします。
この課税免除分の財源措置について教えてください。

資産税課長 財源措置につきましては、普通交付税における減収補填制度がございます。
ただし、現時点では本市の財政力が要件を満たしていないことから、対象外となっております。

金岡委員 対象資産については、富山県地域未来投資促進計画において設定した促進区域とありますけれども、促進区域はどこか教えてください。

資産税課長 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づいて、富山県地域未来投資促進計画を定めております。
この富山県地域未来投資促進計画の中で、促進区域については、地理的条件等により企業立地に適する区域となっております。
富山市内においては全域が対象になっておりますが、一部除外がありまして、山村地域及び鳥獣保護区が対象外となっております。

金岡委員 委員会資料4ページの(1)対象分野で、医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、ものづくり産業等とありますが、この対象になる分野についてもう少し詳しく教えてください。

資産税課長 対象分野につきましては、7分野ございます。
委員会資料に記載しました3分野のほか、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料

製造関連産業、物流関連産業が対象となっております。

金岡委員 この省令はいつ頃改正されたのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

資産税課長 省令の改正につきましては、令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日に施行となっております。
今年の3月定例会の時点においては、省令の改正前でありましたので、総務文教委員会におきまして、専決処分の予定を報告させていただいた次第でございます。

金岡委員 この地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律は、いつ施行されたものか教えてください。

資産税課長 法律の施行は、平成19年6月11日となっております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、報告第6号から報告第8号まで、以上3件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、報告第6号から報告第8号まで、以上3件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は承認されました。
以上で、総務文教委員会財務部所管分の議案の審査を終了いたします。
これで、5月臨時会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
これをもって、令和5年5月臨時会の総務文教委員会を閉会いたします。

令和5年5月臨時会
総務文教委員会記録署名

委員長 松井邦人

署名委員 赤星ゆかり

署名委員 柞山数男